

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則	1
訓 令	
高知県教育委員会訓令	
◎高知県スポーツ振興推進本部設置規程	3
告 示	
○地籍調査の事業計画の定め (用地対策課)	4
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	5
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (3件) (農業基盤課)	5
○土地改良区の定款変更の認可 (")	6
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	6
高知県人事委員会規則	
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	6
入札公告	
○一般競争入札 (国道195号防災・安全交付金 (大桁橋上部工) 工事) の公告 (土木政策課)	6
○一般競争入札 (国道493号道路災害関連 (小島トンネル) 工事) の公告 (")	7
○一般競争入札 (土佐NET端末の借入れ) の公告 (警察本部会計課)	8

規 則

高知県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第45号

高知県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

高知県農業協同組合法施行細則 (平成7年高知県規則第64号) の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和37年政令第271号」を「昭和37年政令第271号。以下「法施行令」という。」に、「及び農業協同組合及び農業協

同組合連合会の信用事業に関する命令」を「、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令」に、「に定めるもの」を「及び組合等登記令 (昭和39年政令第29号。第15条において「登記令」という。) に定めるもの」に改める。

第1条の2中「並びに高知県農業協同組合中央会」を削る。

第2条中「、法施行規則」を「、法施行令、法施行規則」に改める。

第3条中「議決した」を「決議した」に改める。

第4条第1項中「、年齢」を「、年齢、性別」に、「記載した書面」を「記載した書面並びに理事又は経営管理委員にあっては法第30条第12項 (法第30条の2第4項において読み替えて準用する場合を含む。) 又は法第30条の2第7項に規定する者であることを証明する書面」に改め、同項ただし書を削る。

第5条第4号中「第40条の2」を「第41条」に、「役員」を「役員又は会計監査人」に改める。

第6条の見出し中「議決事項」を「決議事項」に改め、同条第2項中「議決した事項」を「決議した事項」に改める。

第7条第1項中「及び高知県農業協同組合中央会」を削り、「及び第9条から第14条の3まで」を「、第9条から第14条の3まで及び第14条の5」に改め、同項第5号を削り、同条第2項中「前項第1号から第4号まで」を「前項各号」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 法第49条第2項第2号及び法施行規則第180条第1項に規定する貸借対照表

第7条第3項から第6項までの規定中「第1項第1号から第4号まで」を「第1項各号」に改める。

第8条の見出し中「高知県農業協同組合中央会等」を「農業協同組合連合会」に改め、同条中「又は高知県農業協同組合中央会」及び「若しくは第73条の33第2項」を削り、「法第44条第4項若しくは第73条の33第3項」を「同条第4項」に改める。

第9条中「、第11条の7第1項、第11条の23第1項、第11条の29第1項又は第11条の32第1項」を「、第11条の17第1項、第11条の42第1項、第11条の48第1項又は第11条の51第1項」に改め、同条第5号中「第11条の31第3項、第4項、第6項、第7項又は第9項」を「第11条の50第3項、第4項、第6項、第7項又は第9項」に改める。

第10条を次のように改める。

(組合の信用事業規程等の変更又は廃止の承認申請等)

第10条 組合は、法第11条第3項、第11条の17第3項、第11条の42第3項、第11条の48第3項又は第11条の51第3項の規定により信用事業規程等の変更の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に申請しなければならない。

(1) 信用事業規程等を変更しようとする理由を記載した書面

(2) 総会又は総代会の議事録の抄本

(3) 変更前及び変更後の信用事業規程等に係る新旧対照表
(4) 変更後の信用事業規程等2部

(5) 事業の内容の変更を伴う信用事業規程等の変更の承認申請にあっては事業実績及び事業計画の概要を記載した書面

2 組合は、法第11条第3項又は第11条の17第3項の規定により信用事業規程又は共済規程の廃止の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に申請しなければならない。

(1) 信用事業規程又は共済規程を廃止しようとする理由を記載した書面

(2) 総会又は総代会の議事録の抄本

(3) 事業実績の概要を記載した書面

(4) 自動車損害賠償責任共済の事業に係る共済規程の廃止の承認申請にあっては、現存する共済契約の処理方針を記載した書面

3 組合は、法第11条第4項、第11条の17第4項、第11条の42第4項、第11条の48第4項又は第11条の51第4項の規定による信用事業規程等の変更の届出は、届出書に第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添付してしなければならない。

4 組合は、第11条の42第4項、第11条の48第4項又は第11条の51第4項の規定による信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程の廃止の届出は、届出書に次に掲げる書類を添付してなければならない。

(1) 信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程を廃止しようとする理由を記載した書面

(2) 第2項第2号に掲げる書類

第11条第5号中「第49条第1項の財産目録及び貸借対照表」を「第49条第2項第2号及び法施行規則第180条第1項に規定する貸借対照表」に改める。

第12条第1項第4号中「役員の経歴の概要」を「役員の経歴の概要 (組合のうち農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員の年齢及び性別に関する事項を含む。)」に、同条第5号中「又は第30条の2第3項ただし書」を「 (法第30条の2第4項において準用する場合を含む。)」に改め、同項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 組合のうち農業協同組合の設立の認可申請にあっては、設立当時の理事又は経営管理委員が法第30条第12項 (法第30条の2第4項において読み替えて準用する場合を含む。) に規定する者であることを証明する書面 (当該農業協同組合が法第30条第12項ただし書 (法第30条の2第4項において準用する場合を含む。) に該当する場合にあっては、当該該当することを証明する書面)

第12条第1項第10号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

<p>(10) 組合のうち経営管理委員設置組合（法第30条の2第5項に規定する経営管理委員設置組合をいう。第14条第5項において同じ。）の設立の認可申請にあっては、設立当時の理事が法第30条の2第7項に規定する者であることを証明する書類</p> <p>第13条第1項第2号及び第3号中「議決」を「決議」に改め、同条第2項中「第64条第4項又は第7項」を「第64条第5項又は第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。</p> <p>2 組合は、法第64条第4項の規定による解散の届出は、届出書に前項第2号から第4号までに掲げる書面及び解散時の財産目録（出資組合にあっては、解散時の財産目録及び貸借対照表）を添付してしなければならない。</p> <p>第13条に次の1項を加える。</p> <p>4 組合は、法第64条の3第3項の規定による継続の届出は、届出書に次に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p>(1) 総会又は総代会の議事録の謄本（総代会において組合の継続の決議をしたときにあっては、総会の招集通知の写しを含む。）</p> <p>(2) 総代会において組合の継続の決議をしたときにあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面</p> <p>(3) 法第48条の2第2項又は第4項の規定により総会が招集されたときにあっては、当該総会の開催までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録の謄本</p> <p>第14条第1項第2号及び第3号中「議決」を「決議」に改め、同項第6号中「準用する法第49条第1項の財産目録及び貸借対照表」を「読み替えて準用する法第49条第2項第2号及び法施行規則第180条第2項において読み替えて準用する同条第1項に規定する財産目録又は貸借対照表」に改め、同項第8号中「役員の経歴の概要」を「役員の経歴の概要（組合のうち農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員の年齢及び性別に関する事項を含む。）」に改め、同項第9号中「各組合」を「各組合に」に改め、同条第5項第2号を次のように改める。</p> <p>(2) 合併により新たに設立される農業協同組合が経営管理委員設置組合でないときは、次に掲げる書類</p> <p>ア 設立当時の理事の3分の2以上が法第66条第3項において準用する法第30条第11項本文の規定による組合員たる個人又は組合員たる法人の役員であることを証明する書面</p> <p>イ 設立当時の理事の過半数が法第66条第3項において準用する法第30条第12項の規定による同項各号に掲げる者のいずれかであることを証明する書面（当該農業協同組合が法第66条第3項において準用する法第30条第12項ただし書に該当する場合にあっては、当該該当することを証明する書面）</p>	<p>ウ 設立当時の理事の年齢及び性別に関する事項を記載した書面</p> <p>第14条第5項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。</p> <p>(3) 合併により新たに設立される農業協同組合が経営管理委員設置組合であるときは、次に掲げる書類</p> <p>ア 設立当時の経営管理委員の4分の3以上が法第66条第4項において読み替えて準用する法第30条の2第4項において読み替えて準用する法第30条第11項本文の規定による組合員たる個人又は組合員たる法人の役員であることを証明する書面</p> <p>イ 設立当時の経営管理委員の過半数が法第66条第4項において読み替えて準用する法第30条の2第4項において読み替えて準用する法第30条第12項の規定による同項第1号に掲げる者であることを証明する書面（当該農業協同組合が法第66条第4項において読み替えて準用する法第30条の2第4項において読み替えて準用する法第30条第12項ただし書に該当する場合にあっては、当該該当することを証明する書面）</p> <p>ウ 設立当時の経営管理委員の年齢及び性別に関する事項を記載した書面</p> <p>第14条の2第3号及び第4号中「議決」を「決議」に改め、同条第7号中「準用する法第49条第1項の財産目録及び貸借対照表」を「読み替えて準用する法第49条第2項第2号及び法施行規則第180条第2項において読み替えて準用する同条第1項に規定する財産目録又は貸借対照表」に改め、同条第9号中「役員の経歴の概要」を「役員の経歴の概要（組合のうち農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員の年齢及び性別に関する事項を含む。）」に改める。</p> <p>第14条の4第1項中「組合のうち県の区域を地区とする農業協同組合連合会又は県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合連合会で県内に従たる事務所を有するもの（以下この条において「県域連合会等」という。）は、法第97条の2」を「県域連合会等は、法第97条」に改め、同条第2項及び第3項中「第97条の2」を「第97条」に改め、同条を第14条の6とする。</p> <p>第14条の3中「第97条の2」を「第97条」に改め、同条を第14条の5とし、第14条の2の次に次の2条を加える。</p> <p>(出資組合の新設分割の認可申請)</p> <p>第14条の3 出資組合は、法第70条の3第3項の規定により新設分割（同条第1項に規定する新設分割をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に申請しなければならない。</p> <p>(1) 新設分割設立組合（法第70条の3第2項第1号に規定する新設分割設立組合をいう。以下この条において同じ。）を設立しようとする理由及び新設分割の経過を記載した書面</p>	<p>(2) 総会又は総代会（法第70条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第70条の3第1項の規定により理事会又は経営管理委員会において新設分割を決議したときにあっては、理事会又は経営管理委員会）の議事録の謄本（総代会において新設分割の決議をしたときにあっては、総会の招集通知の写しを含む。）</p> <p>(3) 総代会において新設分割の決議をしたときにあっては、法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書面</p> <p>(4) 法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定により総会が招集されたときにあっては、当該総会の開催までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録の謄本</p> <p>(5) 法第70条の3第1項に規定する新設分割計画</p> <p>(6) 法第70条の3第5項において準用する法第49条第2項第2号及び法施行規則第180条第1項に規定する貸借対照表</p> <p>(7) 法第70条の3第5項において読み替えて準用する法第49条第2項若しくは第3項又は第50条第2項に規定する手続を経たことを証明する書面（次に掲げる書面を含む。）</p> <p>ア 法第70条の3第5項において読み替えて準用する法第49条第2項又は第3項の規定による公告に係る書面の写し</p> <p>イ 新設分割が効力を生ずる見込みの日以後における新設分割設立組合の債務（法第70条の3第5項において準用する法第49条第2項第3号の規定により異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項を記載した書面</p> <p>(8) 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書、組合員数（組合のうち農業協同組合連合会にあっては、会員数）並びに出資の総口数及び総額を記載した書面、役員の経歴の概要を記載した書面並びに事務所の位置を記載した書面（組合のうち農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員の年齢及び性別に関する事項を含む。）</p> <p>(9) 設立委員の選任方法を記載した書面及び法第70条の3第5項において読み替えて準用する法第66条第1項の規定により選任された設立委員であることを証明する書面並びに設立委員会の議事録の謄本</p> <p>(10) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類</p> <p>(県域連合会等の新設分割の届出)</p> <p>第14条の4 組合のうち県の区域を地区とする農業協同組合連合会又は県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合連合会で県内に従たる事務所を有するもの（第14条の6において「県域連合会等」という。）は、法第70条の3第3項の規定により農林水産大臣から新設分割の認可を受けたときは、遅滞なく届出書に認可申請書及び認可書の写しを添付して知事に届け出な</p>
---	---	--

なければならない。

第15条中「第6号まで」を「第10号まで」に改め、同条第5号中「法第75条」を「登記令第3条第1項又は第2項」に改め、同条第6号中「法第79条」を「登記令第8条第2項において準用する同条第1項」に、「権利義務の承継」を「同条第2項に規定する承継」に改め、同条第8号を同条第12号とし、同条第7号を同条第11号とし、同条第6号の次に次の4号を加える。

- (7) 登記令第14条第1項、第2項又は第3項の規定による登記を完了したとき。
- (8) 登記令第26条第3項において準用する登記令第14条第2項又は第3項の規定による登記を完了したとき。
- (9) 登記令第26条第4項の規定による登記を完了したとき。
- (10) 登記令第26条第5項において準用する商業登記法（昭和38年法律第125号）第76条若しくは第78条又は登記令第14条第2項若しくは第3項の規定による登記を完了したとき。

第17条中「第72条の16第4項」を「第72条の32第4項」に改め、同条第3号中「第72条の16第1項」を「第72条の32第1項」に改め、同条第4号中「第72条の12第4項」を「第72条の17第4項」に改め、同条第6号中「第72条の12の9第1項」を「第72条の25第1項」に改める。

第18条第1項中「第72条の13第2項」を「第72条の29第2項」に改め、同条第2項第1号中「準用する法第49条第1項の財産目録及び貸借対照表」を「読み替えて準用する法第49条第2項第2号の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」に改め、同項第2号中「準用する」を「読み替えて準用する」に改める。

第19条中「第72条の17第2項」を「第72条の34第2項」に改め、同条第2号エ中「第72条の17第1項」を「第72条の34第1項」に改め、同条第3号ただし書中「及び貸借対照表」を「又は貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案若しくは損失処理案」に改め、同条第5号中「第72条の12の9第2項」を「第72条の25第2項」に改める。

第20条第1項中「第72条の18第3項」を「第72条の35第3項」に改め、同項第4号中「準用する法第65条第4項」を「読み替えて準用する法第65条第4項」に、「準用する法第49条第1項の財産目録及び貸借対照表並びに損益計算書」を「読み替えて準用する法第49条第2項第2号の財産目録又は貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案若しくは損失処理案」に、「第72条の8第2項」を「第72条の10第2項」に改め、同項第6号中「準用する法第65条第4項」を「読み替えて準用する法第65条第4項」に改め、同条第2項第2号中「第72条の12第4項」を「第72条の17第4項」に改める。

第21条中「第72条の18の10」を「第72条の44」に改める。

第22条の見出し中「法人」を「組合及び法人」に、「組織変更」を「株式会社への組織変更」に改め、同条中「法人（」を

「組合又は法人（法第73条の2に規定する出資組合又は）」に、「第73条の12」を「第73条の10」に、「組織変更」を「組織変更（法第73条の3第1項に規定する組織変更をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 法第73条の3第1項に規定する組織変更計画
 - (4) 法第73条の3第6項において読み替えて準用する法第49条第2項第2号に規定する貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案
- 第22条第5号中「第73条の3第5項」を「第73条の3第6項」に改め、同条第6号中「第81条」を「第73条の9第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（組合又は法人の一般社団法人への組織変更の届出手続）

第22条の2 組合又は法人は、法第80条において準用する法第73条の10の規定による組織変更（法第78条第1項に規定する組織変更をいう。以下この条において同じ。）の届出は、届出書に次に掲げる書類を添付してしなければならない。

- (1) 組織変更をした理由を記載した書面
 - (2) 総会の議事録の謄本
 - (3) 法第78条第1項に規定する組織変更計画
 - (4) 法第80条において読み替えて準用する法第49条第2項第2号に規定する財産目録
 - (5) 法第80条において読み替えて準用する法第49条第2項若しくは第3項又は第50条第2項に規定する手続を経たことを証明する書面（法第80条において読み替えて準用する法第49条第2項又は第3項の規定による公告に係る書面の写しを含む。）
 - (6) 法第80条において準用する法第73条の9第1項の規定による登記に係る登記事項証明書
 - (7) 組織変更後の一般社団法人の定款
- 第25条中「議決」を「決議」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項の規定により改正法第1条の規定による改正後の農業協同組合法（以下「新法」という。）第30条第12項及び第13項（これらの規定を新法第30条の2第4項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けない農業協同組合（県の区域を超える区域を地区とするものを除く。）については、この規則による改正後の高知県農業協同組合法施行細則（以下「新規則」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、改正法附則第6条第1項の規定により新法第30条第12

項及び第13項の規定の適用を受けないこととされる間に選挙又は選任された理事に係る知事への報告は、この規則による改正前の高知県農業協同組合法施行細則（以下「旧規則」という。）第4条第1項本文の規定の例による。

- 3 改正法第6条第2項の規定により新法第30条の2第7項の規定の適用を受けない経営管理委員設置組合（同条第5項に規定する経営管理委員設置組合をいい、県の区域を超える区域を地区とするものを除く。）については、新規則第4条第1項の規定にかかわらず、改正法附則第6条第2項の規定により新法第30条の2第7項の規定の適用を受けないこととされる間に選挙又は選任された経営管理委員に係る知事への報告は、旧規則第4条第1項本文の規定の例による。
- 4 改正法附則第9条の規定によりなお存続するものとされた高知県農業協同組合中央会については、旧規則の規定は、高知県農業協同組合中央会が解散した場合又は改正法附則第27条第1項の規定により解散したものとみなされた場合にあってはその清算終了の登記の時、改正法附則第12条又は第21条の規定により組織変更をする場合にあってはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有する。

訓 令 教育委員会訓令

高知県訓令第7号

高知県教育委員会訓令第8号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
高知県スポーツ振興推進本部設置規程を次のように定める。
平成29年5月26日

高知県知事 尾崎 正直
高知県教育長 田村 壯児

高知県スポーツ振興推進本部設置規程

（設置）

第1条 県民がスポーツを通じて健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことを目指して、本県のスポーツ振興施策を関係部局の連携のもとで推進をするため、高知県スポーツ振興推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（構成）

第2条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部次長
- (4) 本部長

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部次長は、文化生活スポーツ部長をもって充てる。
- 5 本部長は、総務部長、健康政策部長、地域福祉部長、産業振興推進部長、中山間振興・交通部長、商工労働部長、観光振興部長、土木部長及び教育長をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の理事又は部局長を本部長とすることができる。

- (職務)
- 第3条** 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 3 本部次長は、本部長の命を受け、推進本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。
 - 4 本部長は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画するものとする。
- (所掌事務)

- 第4条** 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 高知県スポーツ推進計画の推進に関すること。
 - (2) スポーツ振興施策の検討及び推進に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツ振興施策に関連する重要事項に関すること。
- (プロジェクトチーム)

- 第5条** 本部長は、推進本部の所掌する事務を効率的に処理するため、推進本部の下にプロジェクトチームを設置することができる。
- 2 プロジェクトチームの名称、所掌事務、構成員等は、本部長が定める。
- (事務局)

- 第6条** 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。
 - 3 事務局長は、文化生活スポーツ部スポーツ課長をもって充てる。
 - 4 事務局次長は、文化生活スポーツ部スポーツ課課長補佐（2人以上あるときは、本部長が指定した者とする。）をもって充てる。
 - 5 事務局職員は、文化生活スポーツ部スポーツ課の職員をもって充てる。
- (雑則)

- 第7条** この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。
- 附 則**
この訓令は、平成29年5月26日から施行する。

告 示

高知県告示第447号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成29年度における地籍調査の事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成29年5月26日

高知県知事 尾崎 正直

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
高知市	高知市長浜、瀬戸、瀬戸東町一丁目、吸江及び五台山の各一部並びに瀬戸一丁目、瀬戸二丁目、瀬戸西町三丁目、瀬戸南町一丁目及び十津二丁目	平成29年度中
室戸市	室戸市室戸岬町及び佐喜浜町の各一部	〃
安芸市	安芸市赤野、伊尾木及び古井の各一部	〃
南国市	南国市黒滝、大埴、下島、桑ノ川、陣山及び十市の各一部	〃
土佐市	土佐市宇佐町宇佐、新居及び甲原の各一部	〃
須崎市	須崎市上分乙及び桑田山甲の各一部	〃
宿毛市	宿毛市宿毛及び与市明の各一部	〃
土佐清水市	土佐清水市三崎の一部	〃
四万十市	四万十市名鹿、古津賀、横瀬及び双海の各一部	〃
香南市	香南市野市町下井、野市町下井ウノ丸、野市町下井ムノ丸、赤岡町西部、吉川町古川及び吉川町吉原の各一部	〃

香美市	香美市土佐山田町西又、土佐山田町西後入、香北町谷相、香北町中谷、香北町横谷、物部町大柄及び物部町安丸の各一部	〃
東洋町	安芸郡東洋町野根の一部	〃
奈半利町	〃 奈半利町天コイノ峠、杉ヶ窪、宮ノ西及び甲ノ隣の各一部並びに立花及び奥宮	〃
安田町	〃 安田町安田、中ノ川、西島及び西ノ川の各一部	〃
北川村	〃 北川村安倉、弘瀬及び菅ノ上の各一部	〃
馬路村	〃 馬路村馬路の一部	〃
芸西村	〃 芸西村西分、久重及び馬ノ上の各一部	〃
本山町	長岡郡本山町北山及び上関の各一部	〃
大豊町	〃 大豊町北川、角茂谷、戸手野及び馬瀬の各一部	〃
土佐町	土佐郡土佐町田井及び境の各一部	〃
いの町	吾川郡いの町加田、小川縦ノ木山、中追、清水上分、清水下分、大森、越裏門及び高藪の各一部	〃
中土佐町	高岡郡中土佐町久礼の一部	〃
佐川町	〃 佐川町甲、乙、加茂、永野、二ツ野及び四ツ白の各一部	〃
越知町	〃 越知町鎌井田清助、横島北及び南ノ川の各一部	〃
四万十町	〃 四万十町南川口、天ノ川及び寺野の各一部	〃
大月町	幡多郡大月町芳ノ澤及び周防形の各	〃

	一部	
黒潮町	〃 黒潮町有井川、川奥及び伊田の各一部	〃
芸東森林組合	室戸市吉良川町の一部	〃

高知県告示第448号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年5月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年5月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 194号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町大森字トホノ石101番8から	前	13.0 }	170
	後	37.0	
吾川郡いの町大森字トホノ石1番まで	前	13.0 }	170
	後	37.0	

高知県告示第449号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年5月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年5月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町折合		7.2	

字ヤフノヲ114番13から	前	}	73
高岡郡四万十町檜生原字ヲウコエ山589番3まで	後	9.9 }	73

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、物部堰井筋土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成29年5月26日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所	延 長
(退任)			
理事	吉本 雅夫	南国市物部	1443番地
〃	島内 幹夫	〃 〃	83番地
〃	政木 榮富	〃 〃	1263番地
〃	島内 信雄	〃 〃	170番地
〃	中村 元聰	〃 〃	1210番地
〃	島内 啓二	〃 〃	646番地
〃	小松 龍造	〃 〃	976・977番地
〃	山本喜久男	〃 立田	1307番地の3
〃	北村 住夫	〃 田村乙	817番地2
〃	吉本 章	〃 〃	844番地
監事	野村 正明	〃 物部	818番地
〃	島内 久夫	〃 〃	877番地
(就任)			
理事	島内 幹夫	南国市物部	83番地
〃	政木 榮富	〃 〃	1263番地
〃	島内 信雄	〃 〃	170番地
〃	中村 元聰	〃 〃	1210番地
〃	島内 啓二	〃 〃	646番地
〃	小松 龍造	〃 〃	976・977番地
〃	山本喜久男	〃 立田	1307番地の3
〃	恒石 隆正	〃 物部	1450番地
〃	吉本 正仁	〃 田村乙	822番地の6
〃	石川 幸司	〃 〃	773番地
監事	野村 正明	〃 物部	818番地
〃	島内 久夫	〃 〃	877番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定によ

り、山田堰井筋土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成29年5月26日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所	延 長
(退任)			
理事	岡崎 英昭	香美市土佐山田町	929番地
〃	甲藤 邦廣	〃 土佐山田町神通寺	234番地1
〃	田村 英昭	南国市金地	714番地2
〃	北村 正文	〃 上野田	643番地3
〃	岩目 雅男	〃 西山	910番地
〃	恒石 正文	〃 陣山	554番地
〃	竹村 浩繁	〃 東崎	807番地
〃	島崎 泰行	〃 大桶甲	635番地
〃	高石 旭	〃 篠原	793番地1
〃	新谷 正雄	〃 大桶乙	1843番地
〃	北村 孝俊	〃 立田	682番地
〃	山岡 幹雄	〃 里改田	315番地
監事	澤村 哲男	〃 大桶乙	2966番地
〃	永吉 正	〃 篠原	1947番地1
(就任)			
理事	鈴江 正明	香美市土佐山田町山田	1572番地9
〃	北川 泉	〃 〃	1026番地2
〃	甲藤 邦廣	〃 土佐山田町神通寺	234番地の1
〃	大畠 國晴	南国市福船	619番地
〃	北村 正文	〃 上野田	643番地の3
〃	竹村 勲	〃 西山	745番地
〃	恒石 正文	〃 陣山	554番地
〃	竹村 浩繁	〃 東崎	807番地
〃	蒲原 幸男	〃 大桶甲	620番地
〃	高石 旭	〃 篠原	793番地の1
〃	新谷 正雄	〃 大桶乙	1843番地
〃	北村 孝俊	〃 立田	682番地
〃	山岡 幹雄	〃 里改田	315番地
監事	澤村 哲男	〃 大桶乙	2966番地
〃	細木 猛	〃 三畠	962番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、物部川土地改良区連合から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成29年5月26日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所	延 長
(退任)			

理事 福富 健二 高知市大津乙 457番地39
 // 吉本 雅夫 南国市物部 1443番地
 (就任)

理事 河崎 勝實 香南市吉川町吉原1198番地 1
 // 島内 幹夫 南国市物部 83番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、山田堰井筋土地改良区の定款の変更を平成29年5月15日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年5月26日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成29年5月26日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成29年3月29日 28高都計第851号	香美市土佐山田町植字シナシ下980番1の一部ほか	香美市土佐山田町470番地 野村 真一

人事委員会規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月26日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第25号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 田野町教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同表四万十町教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。
 別表第3 中芸広域連合の項中「課長」を「課長 地域包括支援センター長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年5月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称及び数量

国道195号防災・安全交付金（大板橋上部工）工事 一式

(2) 特定役務の特質等

入札説明書による。

(3) 特定役務の完成期限

平成33年1月31日

(4) 特定役務の施行場所

香美市物部町大板

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後、知事が別に定める手続に基づく高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者については、この限りでない。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

(3) この入札公告の日から開札の日までの間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号高知県土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) この入札公告の日から開札の日までの間に、平成29年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等（平成29年3月高知県告示第166号。以下「告示」という。）1の(1)のウに該当し、告示5の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示1の(1)のウに該当しないこと。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570
 高知市丸ノ内一丁目2番20号
 高知県土木部土木政策課
 電話番号088-823-9813
 ファクシミリ番号088-823-9263

(2) 入札説明書の交付方法

平成29年5月26日（金）午前9時から同年7月19日（水）午後5時までの間に、高知県入札情報システム（<https://www.efftis.jp/39000/PPI/Public/PUBS0100>）又は高知県ホームページ（一般競争入札（公共事業））（http://www.pref.kochi.lg.jp/bunya/shigoto_sangyo/nyusatsu_joho/ippankyosonyusatsu/）でダウンロードにより交付する。

なお、希望する者には、設計図書等を収録したCD-ROMを貸与するので、入札説明書に示した手続により申し込むこと。

(3) 入札及び開札の日時、方法等

ア 入札

(ア) 高知県電子入札システムによる入札

平成29年7月11日（火）から同月19日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間の高知

<p>県電子入札システムの稼働時間（午前9時から午後8時まで）中に同システムより行うこと。</p> <p>(イ) 紙入札による入札 持参又は郵便等によるものとし、平成29年7月19日午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 開札 平成29年7月24日（月）午前10時から(1)の交付場所において高知県電子入札システムにより行う。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条及び第39条から第41条までの規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成29年6月23日（金）午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>なお、紙入札による参加を希望する場合は、紙入札による参加届出書を平成29年6月23日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 この入札は、予定価格（事後公表とする。）の制限の範囲内で、有効な入札を行った入札者を対象者として、低入札価格調査制度を適用するとともに、入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札決定を行う施工体制確認型総合評価方式（技術提案型）により落札者を決定する。ただし、落札者が、開札の日から契約を締結する日までの間に、告示1の(1)の力に該当し、告示5の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示1の(1)の力に該当したときは、当該落札者と契約は締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否</p>	<p>要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 入札説明書による。</p> <p>(9) 契約の締結 この入札公告に示した工事の請負契約の締結に当たっては、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により高知県議会の議決を要するため、落札者の決定後に仮契約を締結し、当該議決を得た後、県が落札者に対して当該仮契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約として確定する。</p> <p>(10) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(11) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Subject matter of contract: Construction work of the Ootochi Bridge</p> <p>(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification: 5:00 P.M. on Friday 23 June 2017</p> <p>(3) Date and time for bidding (by electronic bidding) : From Tuesday 11 July 2017 to Wednesday 19 July 2017 (9:00 A.M. to 8:00 P.M.; while the system is on)</p> <p>(4) Date and time for bidding (by hand or mail) : To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 19 July 2017</p> <p>(5) Contact: Public Works Policy Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9813 Fax: 088-823-9263</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p> <p>~~~~~</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。</p> <p>平成29年5月26日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 特定役務の名称及び数量 国道493号道路災害関連（小島トンネル）工事 一式</p> <p>(2) 特定役務の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 特定役務の完成期限 平成32年2月28日</p> <p>(4) 特定役務の施行場所 安芸郡北川村小島</p>	<p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後、知事が別に定める手続に基づく高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者については、この限りでない。</p> <p>ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者</p> <p>ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者</p> <p>エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>(3) この入札公告の日から開札の日までの間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号高知県土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) この入札公告の日から開札の日までの間に、平成29年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等（平成29年3月高知県告示第166号。以下「告示」という。）1の(1)の力に該当し、告示5の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示1の(1)の力に該当しないこと。</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先</p>
---	---	--

<p>郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県土木部土木政策課 電話番号088-823-9813 ファクシミリ番号088-823-9263</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成29年5月26日(金)午前9時から同年7月19日(水)午後5時までの間に、高知県入札情報システム(https://www.efftis.jp/39000/PPI/Public/PUBS0100)又は高知県ホームページ(一般競争入札(公共事業))(http://www.pref.kochi.lg.jp/bunya/shigoto_sangyo/nyusatsujoho/ippankyosonyusatsu/)でダウンロードにより交付する。</p> <p>なお、希望する者には、設計図書等を収録したCD-ROMを貸与するので、入札説明書に示した手続により申し込むこと。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時、方法等 ア 入札 (ア) 高知県電子入札システムによる入札 平成29年7月11日(火)から同月19日まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の間の高知県電子入札システムの稼働時間(午前9時から午後8時まで)中に同システムより行うこと。 (イ) 紙入札による入札 持参又は郵便等によるものとし、平成29年7月19日午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 開札 平成29年7月24日(月)午後1時から(1)の交付場所において高知県電子入札システムにより行う。</p> <p>4 その他 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条及び第39条から第41条までの規定による。 (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成29年6月23日(金)午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p>	<p>なお、紙入札による参加を希望する場合は、紙入札による参加届出書を平成29年6月23日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 この入札は、予定価格(事後公表とする。)の制限の範囲内で、有効な入札を行った入札者を対象者として、低入札価格調査制度を適用するとともに、入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札決定を行う施工体制確認型総合評価方式(技術提案型)により落札者を決定する。ただし、落札者が、開札の日から契約を締結する日までの間に、告示1の(1)のみに該当し、告示5の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示1の(1)のみに該当したときは、当該落札者と契約は締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 入札説明書による。</p> <p>(9) 契約の締結 この入札公告に示した工事の請負契約の締結に当たっては、高知県契約条例(昭和39年高知県条例第2号)第2条の規定により高知県議会の議決を要するため、落札者の決定後に仮契約を締結し、当該議決を得た後、県が落札者に対して当該仮契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約として確定する。</p> <p>(10) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(11) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary (1) Subject matter of contract: Construction work of the Koshima Tunnel (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification: 5:00 P.M. on Friday 23 June 2017 (3) Date and time for bidding (by electronic bidding): From Tuesday 11 July 2017 to Wednesday 19 July 2017 (9:00 A.M. to 8:00 P.M.; while the system is on)</p>	<p>(4) Date and time for bidding (by hand or mail): To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 19 July 2017 (5) Contact: Public Works Policy Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9813 Fax: 088-823-9263 (6) Others: As in the tender documentation</p> <p>~~~~~</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 平成29年5月26日 高知県警察本部長 上野 正史</p> <p>1 入札に付する事項 (1) 借入物品の名称及び数量 土佐NET端末 一式 (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。 (3) 借入物品の借入期間 平成29年11月1日から平成34年10月31日まで (4) 借入物品の借入場所 高知県警察本部警務部情報管理課が指定する場所 (5) 入札方法 ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料(保守料金を含まない。)の月額を入札書に記載すること。 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 高知県における「平成27~29年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。 (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であ</p>
---	--	---

<p>ること。</p> <p>(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8544 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部警務部会計課用度係 電話番号088-826-0110(内線2252)</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成29年5月26日(金)から同年7月6日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札事前説明会の日時及び場所 ア 日時 平成29年6月15日(木)午前10時30分 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部2階 201会議室</p> <p>(4) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成29年7月18日(火)午前10時30分 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成29年7月14日(金)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部2階 201会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p>	<p>日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を平成29年7月6日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に申し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成29年6月23日(金)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p>	<p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: Terminals of Tosa-NET system (general purpose notebook PCs and other equipment) 1 Set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Thursday 6 July 2017</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:30 A.M. on Tuesday 18 July 2017</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Friday 14 July 2017</p> <p>(5) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>
--	--	--